

(平成22年3月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	20 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	31 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	25 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月から54年3月まで
結婚後、元夫の勧めもあり、国民年金に加入した。保険料は元夫が私の分も一緒に納付しており、元夫の申立期間に係る保険料は納付済みであるため、私の申立期間についても保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたとするその元夫は、申立期間を含め国民年金加入期間において保険料の未納は無く、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後間もない昭和50年7月に払い出されていることから、申立人が主張するとおり、このころに国民年金加入手続を行ったことがうかがわれる。

さらに、申立人及びその元夫の国民年金被保険者台帳には、昭和50年度、52年度及び53年度に納付書が発送されたとの記載があり（元夫は昭和50年5月及び同年6月は現年度で納付済み）、申立期間当時、申立人及びその元夫共にこれらの期間が未納であったと推認できるが、元夫は、その後、第3回特例納付及び過年度納付により、さかのぼって保険料を納付したことが確認でき、その納付日はいずれも申立人との婚姻期間中である上、申立人及びその元夫の当時の生活状況からみて、申立人及びその元夫には未納期間すべてについて特例納付できる資力があったものとみられることから、元夫が申立人の申立期間の保険料を自身同様に特例納付したとみても不自然ではない。

加えて、申立人の元夫は第3回特例納付を行った時点において、以降60歳まで未納とすることなく保険料を納付すれば特例納付を行わなくても年金受給権の確保は可能であったことから、特に元夫が自身の保険料のみについて納付しなければならなかった事情も見当たらず、申立人の申立期間の保険料についても特例納付及び過年度納付により納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成12年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年10月から同年12月まで
② 平成13年2月及び同年3月
③ 平成15年7月から同年10月まで

平成12年9月に外国から帰国し、国民年金に再加入した。その後納付書が多数送られてきたので、外国へ行く前に働いていた会社の退職金により、市役所内の銀行の窓口でまとめて保険料を納付した。その金額は、1回は3万円から4万円ほど、1回は10万円ほど、1回は8万円ほどであった。また、15年7月から同年10月までは半額免除期間であり半額の保険料を納付していたので、未納とされている期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、平成12年9月に帰国後、A市役所で国民年金被保険者資格再取得手続きを行い、送付されてきた納付書により保険料を納付したとしているところ、同市の記録により、申立人は、帰国（同年9月*日）直後の同年9月18日に資格再取得手続きを行ったことが確認できる。

また、申立人は、帰国後の国民年金保険料は、以前に勤務していた会社の退職金で納付したとしているところ、申立人が提出した預金通帳（写）により、申立期間①の当時に、保険料を納付するのに十分な資力があつたことが確認でき、申立人の説明に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①の直前の平成12年9月及び海外転出前の同年3月の国民年金保険料を同年11月に納付し、申立期間①の直後の13年1月の保険料からは口座振替により納付するよう手続したことがオンライン記録及び預金通帳（写）の記録から確認できる上、同年1月に国民年金の資格（第

1号被保険者)を喪失後、同年10月に資格再取得手続を行った際には、同年4月から同年10月までの保険料を一括納付したことがオンライン記録により確認できる。これらのことから、申立人の帰国後の保険料納付意識は高かったものと認められ、納付書が送付されていたとみられる申立期間①の保険料を納付しなかったとは考え難い。

加えて、申立人が平成13年1月に第1号被保険者資格を喪失していたことから、口座振替により納付された同年1月及び同年2月の国民年金保険料は同年4月に還付されている。しかし、還付の時点では、申立期間①は現年度納付可能な期間であり、当該過誤納保険料を申立期間①のうちの2か月の保険料として整理することが可能であったにもかかわらず、これを行わず全額還付したことは不自然であり、その当時には、申立期間①の保険料が納付済みと記録されていた可能性がうかがわれる。

- 2 申立期間②のうち平成13年2月及びその前月の同年1月の国民年金保険料は、同年4月に申立人に還付されたことがオンライン記録に記録されている。申立人は同年1月に厚生年金保険被保険者資格を取得後、同年2月に同被保険者資格を喪失しており、これに伴う国民年金の第1号被保険者から第2号被保険者への資格種別変更届は同年2月に提出されたが、第2号被保険者から第1号被保険者への資格種別変更届が提出されたのは同年10月であったことがA市の記録により確認できる。このため、同年1月から同年10月までの間は、その当時には第1号被保険者の資格を喪失しており、いったん納付された同年1月及び同年2月の保険料が還付された事由について不合理な点は見当たらない。

また、申立人は、上記の国民年金保険料の還付請求手続を行った覚えは無いとしている。しかし、オンライン記録には、還付金額、還付決議日、振込先金融機関名、口座番号等が明確に記録されており、その記録内容に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人が提出した預金通帳(写)は、上記の還付金が振り込まれたと記録されている預金口座に係るものである。当該預金通帳(写)には、オンライン記録に記録されている還付金の送金(支払)通知書作成日(平成13年4月27日)の2営業日後の同年5月2日に上記2か月の還付金と同額の国庫金が振り込まれたことが記載されており、これは当該2か月の還付金と考えられる。

- 3 申立期間②のうち平成13年3月の国民年金保険料については、申立人が提出した預金通帳(写)には口座振替により納付された記載は無い。これは、第1号被保険者から第2号被保険者への資格種別変更手続が同年2月に行われたことに伴い、保険料の口座振替も終了したためとみられるほか、上記のとおり、申立人は、同年10月に同年2月にさかのぼって第1号被保険者の資格を取得していることから、同年3月の保険料を納付書により現年度納付すること

もできない。

また、平成13年10月以降に、同年3月の保険料を過年度納付することが可能であるが、申立人は、帰国後にまとめて保険料を納付したとするのみであり、当該1か月の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間③については、申立人は、国民年金保険料の半額免除を受けており、半額の保険料は納付していたと主張している。

しかし、オンライン記録のほか、A市の記録においても、申立期間③の前後の期間の国民年金保険料については、平成15年6月に全額免除が終了し、次に免除が申請されたのは、同年12月に行われた全額免除の申請であったこと、及び免除申請月の前月から対象期間とされていることが記録されており、当該免除申請時点では、申立期間③は制度上、さかのぼって対象期間とすることができなかつたと考えられることなど、免除記録に不自然な点は認められず、ほかに申立期間③の保険料が半額免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、半額免除されていた期間の国民年金保険料は、納付書か口座振替により納付したとするのみで、申立期間③の保険料の納付方法については明確ではない。

さらに、オンライン記録には、平成17年1月30日に、社会保険事務所（当時）が申立人に対し、電話により申立期間③の国民年金保険料の納付督促を行ったとの記録があるが、申立人は、保険料納付の督促を受けた記憶は無いとしており、この納付督促を受けて保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 5 申立人が、申立期間②のうち平成13年3月及び申立期間③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかにこれらの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 6 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成12年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年10月から3年12月まで
② 平成5年8月

母親が当時学生であった私の国民年金の加入手続を区役所で行い、加入前の未納分の保険料約10万円を一括で納付した。その後は私が就職するまでの間は、母親の勤務先に来ていた銀行員に母親が納付書で納付した。20歳以降に未納は無いはずであり、未納とされている期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が学生の当時に、その母親が国民年金の加入手続を行ってくれたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人の国民年金加入手続は申立人が学生であった平成4年7月ごろに行われたものと推認できる。

また、申立人は、平成3年4月に国民年金の資格（第1号被保険者）を取得している。このため、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間①のうち、同年4月から同年12月までの期間を含む平成3年度の保険料を過年度納付することは可能である上、同年度の保険料は、申立人の母親が加入手続後に一括納付したと記憶する保険料額とほぼ一致しており、申立人及びその母親の説明には信ぴょう性が認められる。

さらに、申立人の国民年金加入手続時点で過年度納付可能な期間のうち、平成4年1月から同年3月までの保険料は納付済みと記録されており、申立人の母親が、同様に過年度納付可能であった3年4月から同年12月までの保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間①の当時、申立人は学生であった。学生については、平成2年度までは国民年金の任意加入対象者とされており、任意加入対象期間については、制度上、加入手続の時点からさかのぼって資格取得することはできない。このことから、申立人の母親が、平成4年7月ごろに申立人の国民年金加入手続を行った際には、学生に国民年金を強制適用すると制度改正された3年4月1日にさかのぼって資格取得したものと考えられ、申立人が所持する年金手帳においても、国民年金の「初めて被保険者となった日」は同日と記載されている。このため、申立期間①のうち、平成元年10月から3年3月までは資格取得前の無資格期間であり、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

加えて、申立期間②については、オンライン記録では、平成8年5月に、当該期間の資格記録が追加されたことが記録されている。このため、申立期間②の当時には、申立人の国民年金の資格の再取得（第2号被保険者から第1号被保険者への種別変更）手続が行われておらず、その当時に保険料を納付することはできなかつたと考えられるほか、申立期間②の資格が追加記録された時点では、当該期間の保険料は時効により納付することはできない。

このほか、申立人が、申立期間①のうち、平成元年10月から3年3月までの期間及び申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から39年3月まで

私は、18歳から結婚するまで住み込みで働いていた。20歳を過ぎてからだったと思うが、町内会の組長に勧められて国民年金に加入した。組長から、20歳になった時の分から保険料を納付する必要があると聞いたので、そのように納付した。私の加入後は、住み込み先の家族2人と私の併せて3人の保険料を私が納付していた。私の保険料は、当初に納付書でまとめて納付した分も含め、すべて住み込み先の主人が出してくれたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳(昭和37年*月)を過ぎてから国民年金の加入手続を行い、保険料をさかのぼって納付したことがあるとしている。申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から申立人の国民年金加入手続は39年7月ごろに行われたものと推認され、その時点では、申立期間のうち、37年4月から39年3月までの保険料を過年度納付することが可能である。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和39年度以降の国民年金加入期間の保険料については、厚生年金保険被保険者期間に挟まれた1か月を除きすべて納付しており、納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人は、さかのぼって国民年金保険料を納付した際には、当時の雇用主から2,000円程度の金額を渡されて、納付書で納付したとしている。この点については、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点で過年度納付可能な期間の保険料は2,400円であること、及びその当時に社会保険庁(当時)が使用していた過年度納付書の色は申立人が記憶する色とほぼ合致

することから、申立人の説明には信ぴょう性が認められる。

加えて、申立人の申立期間当時の雇用主の遺族は、雇用主が金銭面を含め家族同様に申立人の面倒を見ていたと証言しており、雇用主に現金をもらって国民年金保険料を納付していたとする申立人の説明に不自然な点は見当たらない。

一方、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち、昭和37年3月の保険料は時効により納付することはできない。

このほか、申立人が当該1か月の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに当該1か月の保険料を納付していたことがわかる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から61年3月まで

私は、昭和61年3月にA市からB市に転居した。その後、A市から申立期間の国民年金保険料の納付書が送られてきたため、妻が自身の保険料と一緒に1年半ほどの期間をかけ、数か月分ずつ保険料を納付した。このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻の国民年金保険料を納付していたとするその妻は、申立期間のうち、昭和60年度の保険料を納付済みと記録されている。

また、申立人及びその妻がA市からB市へ転居した翌月の昭和61年4月以降は、夫婦共に国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、同市へ転居後の夫婦の保険料納付意識は高かったものと認められる。

さらに、オンライン記録では、申立人及びその妻共に、平成元年8月に過年度納付書が作成されたと記録されているほか、夫婦の国民年金保険料納付日が把握できる平成10年度及び11年度の保険料納付日はすべて夫婦同一であり、夫婦一緒に保険料を納付していたとする妻の説明に不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人の妻の国民年金加入手続は昭和62年4月（妻の国民年金手帳記号番号の払出時期）ごろに行われたと推認されることから、妻の昭和60年度の保険料は過年度納付されたものとみられる。その時点では、申立人の当該年度の保険料も過年度納付することが可能であり、妻が自身の保険料のみを過年度納付し、申立人の保険料を未納としたとするのは不自然である。

一方、申立人は、昭和61年3月にA市からB市へ転居後に、A市役所から

申立期間の国民年金保険料の納付書が送付されてきたとしている。しかし、同市が収納する保険料は現年度保険料のみであることから、同年3月の時点で過年度保険料に該当する60年3月以前の保険料の納付書を同市が送付したとは考え難い。

その上、申立人が転居した昭和61年3月時点では、申立期間のうち、58年4月から同年12月までの国民年金保険料は時効により納付することはできない。

このほか、申立人が申立期間のうち、昭和58年4月から60年3月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、昭和38年9月2日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が取得し、41年3月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年9月から39年9月までは1万6,000円、同年10月から40年9月までは1万8,000円、同年10月から41年2月までは2万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月から41年3月まで

A社が営業する前から、大勢の方々と共に接客、営業に関する規律などの色々な研修を終えた。大きい会社なので厚生年金保険料が未納などということは考えられない。当時、年齢が若い方が採用の確率が高いと思い、履歴書を偽り、4歳若く書いて提出したことも覚えているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員発令稟議書により、申立人と氏名が一字違いの者が、昭和38年9月2日付けで同社B課勤務を命じられたことが確認でき、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険整理番号は、同社の社員発令の順番に合わせて、申立人を除く同僚9人は、それぞれ連続した番号で整理されているが、申立人と氏名が一字違いの者が記録されるべき箇所のみは欠番となっている上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、欠番に相当する箇所に、申立人と氏名が2字違いで、生年月日が2年異なる者が、同年9月2日付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得し、厚生年金保険手帳記号番号が払い出されていることまでは確認できるが、当該番号に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票は確認できず、厚生年金保険の記録も確認できない。

しかし、申立人は、「A社への入社に当たっては、当時、自分は、本来の名

前と一字異なる氏名を使用しており、会社に対してもこの名前を届け出た。また、年齢が若い方が採用してもらえろと思ひ、年齢を若くして届け出た。申立期間について、同社に正社員として勤務したが、会社から処分を受けるなどのことは一切無かった。」と述べている上、同日に社員として発令され、厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚は、「発令日は覚えていないが、申立人と同時期に3年間くらい一緒に勤務した。」と証言しており、昭和38年9月19日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した同僚は、「申立人は私より前から勤務していた。2年以上一緒に勤務した。」と証言している。

また、A社は、「社員として雇用された者は、厚生年金保険被保険者の資格を取得していたと思う。」と証言しているところ、申立人と同日に発令された同僚9人すべてが、社員発令日と同日に、厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが認められる。

さらに、昭和40年10月15日にA社の厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが確認できる同僚は、「私が退職した際に、申立人はまだ勤務していた。」と具体的に証言していること、及び申立人の姉は、「妹は、41年4月*日に、C市内のD会館で挙式した。その1か月ぐらい前に、会社を退職した。」と、具体的かつ詳細に証言している上、D会館は、証言する場所において、当時営業していたことが確認できること、挙式当日に撮影したとして申立人から提出された写真に、花瓶に生けられた八重桜が申立人と共に写されていることから4月末であることが確認できることなど、証言等に信憑^{びよう}姓が認められることから、申立人は、少なくとも同年2月末まで同社に勤務していたものと推認できる。

加えて、社会保険事務所では、当該欠番が生じた理由、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録が確認できない理由について、「いったん、資格取得届が提出されるも、後日、事業所から資格取得の取消届が提出された場合などは欠番となることがある。」と回答しているが、A社の事務担当者は、「私は、約20年間、この会社で社会保険の事務を担当しているが、資格取得の取消届を提出したことは一度も無い。」と証言している上、上記のとおり、取消届が提出された事情はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、A社の社員として発令を受け、健康保険整理番号の欠番に該当する者は申立人であり、申立人に対して、厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されたところ、社会保険事務所における事務処理の過程において、何らかの事情により、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票が紛失したと考えるのが相当で、同僚の厚生年金保険被保険者記録及び証言、並びに申立人の姉の証言から、事業主は、申立人が、昭和38年9月2日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、41年3月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったものと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同日にA社に入社した同職種の同僚の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、昭和38年9月から39年9月までは1万6,000円、同年10月から40年9月までは1万8,000円、同年10月から41年2月までは2万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和38年6月から同年9月2日までの期間について、A社は、「社員として雇用されていれば、社会保険被保険者の資格を取得していたと思う。しかし、当時の人事・社会保険関係の資料が無く、勤務の実態等は不明である。」と回答しており、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A社において、昭和38年9月2日に社員として発令を受け、同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、「私は、オープン2か月ぐらい前の同年7月に入社し、研修を受けていた。」と証言しているところ、申立人も、「入社当時は、接客などの研修が続いた。」と述べていることから、当時、同社では、社員として発令する前の一定期間において、必要な研修を実施していたが、当該期間については、厚生年金保険被保険者資格を取得させていなかったことが推認できる。

さらに、当該期間について、社会保険事務所におけるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、当該期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和33年9月15日）及び資格取得日（35年6月10日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年9月15日から35年6月10日まで

私は、昭和32年1月28日にA社に入社後、33年1月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得して以来、47年7月1日に資格を喪失するまで同社で継続して業務に従事してきたのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、A社において昭和33年1月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年9月15日に資格喪失後、35年6月10日に同社において再度資格を取得しており、33年9月から35年5月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社の賃金台帳の記録と雇用保険の記録が一致すること、及び申立期間の以前から同社の厚生年金保険被保険者の資格を取得し申立期間中に退職した同僚及び申立期間中に同社に入社した同僚が、いずれも「申立人は同種の仕事をしていた。」と証言していることから、申立人が同社で一貫して業務に従事し、申立期間における職務内容や雇用形態に変更は無かったと認められる。

また、A社は、昭和23年11月1日に新規適用事業所となっており、新規適

用時から45年12月31日(申立期間を含む申立期間の前後約10年)までの期間において、同社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる従業員37人の中には、申立人を含む6人に被保険者期間の一部欠落が確認できるところ、このうち4人については、いずれも当該欠落期間に勤務実態が無かった事情がうかがえるが、当該期間に勤務実態が認められる申立人及び残り1人については、当該期間の記録が欠落している理由が不明である。

さらに、申立人及び複数の同僚が証言した申立期間におけるA社の従業員数(10人程度)と、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の厚生年金保険被保険者数(9人)はおおむね一致することから、当時、同社においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険被保険者の資格を取得していた状況がうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間前後の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は当時の関係書類を保存しておらず、当時の事業主も死亡していることから不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年9月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月15日から同年11月ごろまで

私は、昭和17年4月1日にA社に入社し、19年末ごろから、B県に疎開してC工場で部品の製造を行っていたが、終戦を迎えて20年11月ごろに退職した。

しかし、私の厚生年金保険被保険者記録は、昭和20年5月15日までとなっているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和17年4月1日から20年11月ごろまでA社で勤務し、その間、厚生年金保険（19年9月までの名称は労働者年金保険）の被保険者であったはずだとしているが、厚生年金保険被保険者台帳では、20年5月15日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかし、A社の人事記録により、申立人は、同社に昭和17年4月1日から継続して勤務し、昭和20年9月に退職したことが確認できる。

ところで、オンライン記録では、申立人は、昭和17年6月1日に被保険者資格を取得し、20年5月15日に被保険者資格を喪失した記録となっているが、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿については、戦災によりすべて焼失し、現存する同被保険者名簿は、21年当時在職していた者を対象に復元されたものであることが確認でき、当該被保険者名簿には、申立人の被保険者記録は無い。

また、申立人の年金番号に係る厚生年金保険被保険者台帳では、申立人は、

昭和 17 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得し、20 年 5 月 15 日に被保険者資格を喪失した記録となっている。

一方、社会保険事務所（当時）は、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿が戦災により焼失したとしていることから判断すると、当該被保険者台帳の記録は、同被保険者名簿が焼失したことにより資格喪失日が確認できないことから、焼失のきっかけとされた D 空襲の翌日の同年 5 月 15 日を資格喪失日に設定したものであることが推認でき、オンライン記録上の資格喪失日は、事実上即したものと認められない。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実上即した資格喪失日の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による健康保険厚生年金保険被保険者名簿への記入漏れ、同被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、同被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も同被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないといふべきである。

以上を踏まえると、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと、A 社の人事記録では昭和 20 年 9 月退職と記録されていること、及び文献によれば、「(20 年) 9 月 3 日までに作業に必要な者を除き、帰休せしめることとなった。」としていること等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年 9 月 1 日とすることが妥当であると判断できる。

また、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、健康保険厚生年金保険被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

一方、申立期間のうち、昭和 20 年 9 月 1 日から同年 11 月までについては、A 社の人事記録によると、申立人は同年 9 月に同社を退職しており、当該期間に係る勤務実態は確認できないほか、申立人が当該期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和37年1月21日に訂正するとともに、申立人の同社C支店における資格取得日に係る記録を51年6月21日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万4,000円、申立期間②の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月21日から同年3月1日まで
② 昭和51年6月21日から同年7月10日まで

私には、申立期間①及び②の期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

しかし、両期間は転勤はあったが、A社で継続して勤務していた。同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、雇用保険の記録及びA社から提出を受けた従業員台帳（写し）から判断して、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和37年1月6日に同社本社から同社B支店に異動、51年5月10日に同社D支店から同社C支店に異動。）、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、申立期間①は健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和37年3月の記録から1万4,000円、申立期間②は健康保険厚生年金保険被保険者原票の51年7月の記録から19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①及び②共に、A社は、「申立期間は、転勤に係る社会保険資格の取得及び喪失に当たって、事務手続の不手際により、2か月と1か月の空白期間が生じたものと推察される。」としていることから、社会保険事務所（当時）は昭和37年1月、同年2月及び51年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和33年3月1日に訂正するとともに、申立人の同社B支店における資格喪失日に係る記録を47年2月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万8,000円、申立期間②の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

一方、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年3月1日から同年5月1日まで
② 昭和47年1月31日から同年2月1日まで

私の夫は、昭和18年にA社に入社後、55年に同社を退職するまで継続して勤務したのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、雇用保険の記録及びA社の社員名簿から判断して、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和33年3月1日に同社C支店から同社本社に異動、47年2月1日に同社B支店から同社D支店に異動。)、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、申立期間①はオンライン記録の昭和33年5月の記録から1万8,000円とし、申立期間②はオンライン記録の46年

12月の記録から13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①について、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②について、事業主は保険料を納付したか否かは不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和47年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人に係る昭和49年4月の標準報酬月額記録を7万6,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間②及び③について、申立人に係る標準報酬月額記録については、昭和49年11月から50年9月までは9万8,000円、52年10月から同年12月までは16万円、53年1月は15万円、同年2月から同年8月までは16万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間④について、申立人に係る昭和54年4月から同年9月までの標準報酬月額記録を19万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月
② 昭和 49 年 11 月から 50 年 10 月まで
③ 昭和 52 年 10 月から 53 年 8 月まで
④ 昭和 54 年 3 月から 同年 9 月まで
⑤ 昭和 62 年 10 月から 63 年 8 月まで

ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額が、実際に支給された額と著しく異なっているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録では、申立人の当該期間の標準報酬月額は、7万2,000円となっている。

しかし、A社から提出された給与台帳兼所得税源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」という。）により、申立人は当該期間については、8万6,000円の標準報酬月額に見合う報酬を得ており、7万6,000円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、源泉徴収簿において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録における標準報酬月額が、当該期間について一致していないものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②及び③については、オンライン記録では、申立人の当該期間の標準報酬月額は、昭和49年11月から50年9月までは9万2,000円、同年10月は11万8,000円、52年10月から53年8月までは13万4,000円となっている。

しかし、申立人から提出された給与明細表及びA社から提出された源泉徴収簿により、申立人は、昭和49年11月から50年9月までは9万8,000円、52年10月から53年8月までは16万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細表及び源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、昭和49年11月から50年9月までは9万8,000円、52年10月から同年12月までの期間及び53年2月から同年8月までの期間は16万円とし、給与明細書及び源泉徴収簿において確認できる報酬月額が

ら、同年1月は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、源泉徴収簿において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録における標準報酬月額が、上記期間について一致していないものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和50年10月については、給与明細表及び源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額が社会保険事務所の記録における標準報酬月額を超えないことから、記録を訂正する必要は認められない。

3 申立期間④については、オンライン記録では、申立人の当該期間の標準報酬月額は、昭和54年3月から同年9月までは18万円となっている。

しかし、申立人から提出された給与明細表及びA社から提出された源泉徴収簿により、申立人は、昭和54年3月から同年9月まで19万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細表及び源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から昭和54年4月から同年9月までは19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、源泉徴収簿において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録における標準報酬月額が、上記期間について一致していないものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和54年3月については、給与明細表及び源泉徴収簿において確認できる報酬月額から、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が社会保険事務所の記録における標準報酬月額を超えないことから、記録を訂正する必要は認められない。

4 申立期間⑤については、オンライン記録では、申立人の当該期間の標準報酬月額は、いずれも30万円となっている。

しかし、申立人から提出された給与明細表及びA社から提出された給与台帳により、申立人は、昭和62年10月から63年5月までの期間及び同年7月は34万円、同年6月は38万円、同年8月は36万円の標準報酬月額に見合う報酬を得ており、全期間を通じ30万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、給与明細表及び給与台帳において確認できる保険料控除額から、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が社会保険事務所の記録における標準報酬月額を超えないことから、記録を訂正する必要は認められない。

愛知厚生年金 事案2515

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成2年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月30日から同年10月1日まで

平成2年10月1日にA社から関連会社のB社に移ったが、申立期間はA社に勤務していた。在職証明書もあるので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在職証明書及び雇用保険の記録から判断して、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「同社とB社は、同じ敷地内にあった関連会社であり、申立人は、一日も空けることなくA社からB社に異動して勤務した。その際、A社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日を平成2年10月1日とすべきところを誤って同年9月30日にしてしまったものと思われる。」と回答している上、申立人から提出された源泉徴収票により、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録の平成2年8月の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って平成2年9月30日として届け出たことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における申立人の被保険者記録のうち、資格喪失日（昭和29年8月8日）及び資格取得日（同年12月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額については、同年8月及び同年9月を1万8,000円、同年10月及び同年11月を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年8月8日から同年12月1日まで

昭和21年1月からA社で勤め、63年まで途中で退職したことはない。申立期間も同じ支店で働いていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社B支店において昭和21年1月9日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、29年8月8日に資格を喪失後、同年12月1日に同社において、再度資格を取得しており、同年8月から同年11月までの申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかし、申立人から提出を受けた定年退職時の永年勤続感謝状、A社から提出を受けた従業員原簿及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「従業員原簿以外の資料は無く、厚生年金保険料の控除及び納付は確認できないが、従業員原簿から、申立人は当社の正社員として勤務していたことは確実であり、厚生年金保険料を給与から控除していたと思われる。」と回答していることから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の健康保険厚生年金保険

被保険者名簿の前後の記録から、昭和29年8月及び同年9月を1万8,000円、同年10月及び同年11月を1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和29年8月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を、平成16年3月31日については4万4,000円、18年7月14日については48万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月31日
② 平成18年7月14日

A社から支給された申立期間の賞与に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

私が保管している個人別給料明細書により、申立期間についても、賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間の賞与に係る厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している個人別給料明細書の写しにより、申立人は、申立期間の賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、個人別給料明細書の写しにおいて確認できる賞与額から、申立期間①については4万4,000円、個人別給料明細書の写しにおいて確認できる保険料控除額から、申立期間②については

48万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案2518

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和38年2月5日、喪失日は41年2月18日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和38年2月から同年5月までは2万8,000円、同年6月から39年9月までは3万3,000円、同年10月から40年6月までは3万6,000円、同年7月から41年1月までは4万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月5日から41年2月18日まで

私は、昭和32年3月に高校を卒業した後、C県のA社に入社し、45年5月に退職するまで継続して勤務していた。途中退職したことはないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、生年月日が異なるものの、申立人と同姓同名の被保険者記録（昭和38年2月5日資格取得、41年2月18日資格喪失。）が確認できるとともに、当該記録は基礎年金番号に未統合の被保険者記録であることが確認できる。

また、当該未統合記録は、厚生年金保険被保険者台帳記号番号については、申立人が申立期間の前後に勤務していたA社D支店における申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号と1番違いであるとともに、生年月日については、申立人の生年月日とは日が異なるだけで年月が同じである上、申立人が申立期間の前後に勤務していた同社D支店における健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている生年月日と同じである。

さらに、事業所名は不明であるものの、申立人は、昭和32年3月11日から45年4月25日までの雇用保険の記録があり、この被保険者記録は申立人のA社に

おける厚生年金保険被保険者記録とおおむね符合する。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険の被保険者記録であり、申立人のA社B支店における資格取得日は昭和38年2月5日、資格喪失日は41年2月18日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、昭和38年2月から同年5月までは2万8,000円、同年6月から39年9月までは3万3,000円、同年10月から40年6月までは3万6,000円、同年7月から41年1月までは4万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和23年1月7日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和22年1月から同年5月までは210円、同年6月から同年12月までは600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月7日から23年1月7日まで

私は、昭和20年12月にA社に入社しB支店に配属になった。21年5月に同支店からC支店に異動し、23年1月7日に退職したが、厚生年金保険被保険者記録は、22年1月7日に同支店における資格を喪失したことになっており、12か月間が空白になっている。

しかし、私がA社を退職したのは昭和23年1月であるのは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る職員原票及び人事記録により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたこと、及び同社を昭和23年1月7日に退職したことが認められる。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、昭和22年1月7日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているにもかかわらず、同年5月及び同年6月に標準報酬月額の改定が行われたことが認められる。これらの記録を前提とすると、申立人が同年1月7日に厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、昭和20年12月1日から21年5月1日までの期間及び23年11月1日以降の期間は記録されているものの、これらの期間と同一の被保険者台帳記号番号で管理されていた21年5月

1日から22年1月7日までの期間については記録が無く、社会保険事務所における申立人のA社C支店における期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和23年1月7日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和22年1月から同年5月までは210円、同年6月から同年12月までは600円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和34年10月30日）及び資格取得日（昭和35年3月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年10月30日から35年3月1日まで

私は、昭和34年6月ごろから35年6月ごろまでA社に勤務した。同社の寮に住み込みで働いており、途中退職はしていないにもかかわらず、申立期間の被保険者記録が空白になっていることに納得がいかない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、A社において昭和34年6月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年10月30日に資格を喪失後、35年3月1日に同社において再度資格を取得しており、34年10月から35年2月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社に住み込みで働いていた複数の同僚は、「申立人が勤務期間中、途中退職したことは無かった。」と証言しており、昭和35年3月1日に被保険者資格を取得している同僚は、「自分が入社した時には、申立人は既に同社に勤務していた。」と証言していることから、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社に住み込みで勤務していた複数の同僚は、申立人と同じ仕事内容であり、申立人については、「申立人は勤務期間中、B支店に勤務しており、支店の移動及び仕事内容の変更も無かった。」と証言しており、当該複数の同

僚は、いずれも勤務期間中の被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所に記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年10月から35年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案2521

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社に平成9年3月31日まで在籍していたが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、資格喪失日が同年3月31日となっており、同年3月分の被保険者記録が無いことが分かった。同年3月分の厚生年金保険料も控除されていたと記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社からの回答及び申立人から提出のあった源泉徴収票から、申立人が同社に平成9年3月31日まで勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録の平成9年2月の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を平成9年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として誤って届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案2522

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和23年6月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年6月19日から同年7月1日まで

昭和16年3月にA社に入社後、47年3月1日に定年退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、及びA社が、「申立人は継続して勤務していたと考えられる。」と回答していることから、申立期間において申立人が同社に継続して勤務していたことが認められる。

なお、申立人は、「申立期間においてはB支店に係長として勤務した。異動の手續にあたり、労働組合と会社が事務職の係長を労働組合員とするか否かについて話し合いがあり、それが原因で資格取得手續が遅れたことが考えられる。」と主張しており、同僚の証言及びA社の社史により、申立人の主張に信憑性^{びよう}が認められることから、申立人は、申立期間において同社B支店に勤務していたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和23年6月19日に同社C支店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者

名簿の昭和23年7月の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案2523

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日を昭和60年10月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年9月30日から同年10月4日まで

私は、昭和60年6月下旬から同年10月3日までA社に勤務しており、給料支払明細書によれば、同年7月分から同年9月分までの厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）の記録では、被保険者期間は2か月となっており、1か月分相違しているので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、A社に昭和60年10月3日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和60年8月の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の個人事業主は他界している上、同社も既に廃業しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から同年 7 月まで

申立期間当時、私は就職が決まっておらず、母が、将来私が年金を受け取れるように国民年金保険料を納付してくれた。国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、A 市 B 区役所 C 支所から両親の保険料の納付書と共に私の納付書も送付されて来たので、両親と私の 3 人分を郵便局か銀行で納めた。

申立期間の納付書が送付されて来たから保険料を納めたのに、未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、保険料納付の前提となる国民年金加入手続について行っていないとしているほか、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたとするその母も、申立人の国民年金加入手続を行った記憶は無く、申立期間の保険料の納付書、納付時期及び納付場所についての記憶も曖昧である。

また、申立人の母が申立期間について納付していたとする保険料月額 1 万 1,600 円は、当時の保険料月額 7,700 円とは相違している。

さらに、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無いことから、申立人が国民年金に加入していたとは考えられず、納付書が発行されることは無かったものとみられる。

加えて、A 市にも申立人の国民年金への加入及び保険料の納付があったことを確認できる記録（国民年金被保険者名簿等）は存在しない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年9月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月から39年3月まで

私が20歳になった時、父親が国民年金の加入手続を行ってくれたことを覚えており、その後、父親が保険料を納付してくれていた。私がA市に勤めるようになってから、国民年金手帳を父親から渡され、その後、大事に所持していたが、いつしか紛失した。保険料を納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらを行ったとするその父親は死亡しており、その状況を確認することはできない。

また、オンライン記録では、平成14年6月に第1号被保険者の資格を取得し、同年7月に同年6月から15年3月までの保険料を納付したとの記録が最初であり、申立期間当時に申立人が国民年金の資格を取得した記録は無く、A市においても、申立期間当時に申立人が国民年金に加入していた記録（国民年金被保険者名簿等）は無いとしている。

さらに、オンライン記録では、申立人について国民年金手帳記号番号の記録は無く、国民年金手帳記号番号払出簿においても、申立期間当時にA市で申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらない。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は、平成14年6月又は同年7月に行われたものと推認され、申立期間当時には加入手続は行われておらず、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間当時の国民年金手帳を所持していたこと、及びA市の住民基本台帳の申立人の住民票に国民年金手帳記号番号が記載されて

いたはずであることを主張している。しかし、国民年金手帳は申立人が紛失したとしていること、及び申立人自身、住民基本台帳の記載内容を確認したわけではないとしている上、同市では、申立人が主張する古い住民基本台帳は、同台帳の電算化後に廃棄したとしていることから、申立人の主張について、その事実を確認することはできない。

このほか、申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年5月から62年9月までの期間及び同年11月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和62年10月の国民年金保険料納付記録を訂正する必要は無い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月から63年3月まで

私は、昭和60年4月ごろに国民年金の加入手続を行い、銀行か郵便局の私名義の預金口座から口座振替で毎月保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年4月ごろに国民年金の加入手続を行ったとしている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年7月にA市B区で払い出されたことが記載されており、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に、同区で申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらない。申立人は、申立期間当時から平成元年まで住民登録の異動は無いなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った際に受領し唯一所持している年金手帳は、基礎年金制度が創設された昭和61年4月以降に使用が開始されたものであり、申立人が加入手続したとする60年4月ごろには使用されていないものである。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和63年7月ごろに行われ、その際に申立人が短期大学を卒業後の60年5月にさかのぼって資格取得したものと推認され、申立期間当時には、加入手続が行われていなかったことから、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、昭和60年4月ごろに国民年金に加入後は、毎月、口座

振替により保険料を納付していたとしているが、オンライン記録では、63年4月から同年9月までの保険料を同年8月に一括納付し、同年10月の保険料からほぼ毎月納付されたことが記録されている。このことから、申立人の国民年金加入手続が同年7月ごろに行われ、上記の6か月の保険料を一括納付した後、毎月納付を開始したのは同年10月からであったと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料は、C銀行か郵便局で口座振替により納付していたとしているが、A市において、郵便局の口座振替による保険料収納が開始されたのは昭和63年4月であり、申立期間当時に口座振替を行うことはできなかったほか、C銀行においては、申立人が口座振替したとする預金口座の番号が不明であることなどから、口座振替の状況を確認することはできないとしている。

その上、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち、昭和61年6月から63年3月までの保険料を過年度納付することが可能であるが、申立人は、保険料をまとめて納付した記憶は無く、当該期間の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（口座振替していたとする預金通帳等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

なお、申立期間のうち、昭和62年10月の国民年金保険料は納付済みと記録されている。これは、申立人が第3号被保険者に該当した平成元年8月分として納付した保険料が62年10月分として充当されたことによるものであり、同月の保険料はその当時には未納と記録されていた。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和60年5月から62年9月までの期間及び同年11月から63年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、昭和62年10月については、オンライン記録では、国民年金保険料が納付済みとなっており、納付記録に問題は無い。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月

私は、勤務していた会社を平成2年3月25日に退職してすぐ、A町役場に行き、夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。私が新しい会社に勤務するまでの2か月間の保険料は、私が同町役場で夫婦の分を一緒に納付したのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年3月に会社を退職してすぐ、申立人が申立人夫婦の国民年金の加入（申立人は第2号被保険者から、その妻は第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更）手続を行ったとしている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年5月にA町で払い出されている。国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に、同町で申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらず、申立人は、昭和48年11月以降は転居したことは無いなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、オンライン記録には、申立人が平成2年3月に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことに伴う、その妻の第3号被保険者から第1号被保険者への資格種別変更の処理は3年6月に行われたことが記載されている。

以上のことから、申立人夫婦の申立期間に係る国民年金資格種別変更手続は平成3年5月又は同年6月に行われたものと考えられ、申立期間当時には、申立人夫婦の第1号被保険者への資格種別変更手続は行われておらず、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人夫婦共に、申立期間の直前の平成2年3月の国民年金保険料は納付済みと記録されている。しかし、これは、過誤納付された3年12月の

保険料（同月は、申立人は厚生年金保険被保険者期間、その妻は第3号被保険者期間であるが、国民年金保険料を納付。）を、4年2月に、2年3月の保険料として充当処理（充当後の差額を申立人夫婦に還付。）したものであることがオンライン記録に記載されており、申立期間当時に納付されたものではない。

加えて、申立人夫婦の申立期間に係る第1号被保険者への資格種別変更手続きが行われたと推認される時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であるが、申立人は保険料を後から納付した記憶は無いとしているほか、上述のとおり、申立期間直前の平成2年3月の保険料も4年2月に充当により納付とされたものであるなど、過年度納付が行われていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人の妻も申立期間は未納であるなど、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらないほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月

夫が、勤務していた会社を平成2年3月25日に退職してすぐ、A町役場に行き、夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。夫が新しい会社に勤務するまでの2か月間の保険料は、夫が同町役場で夫婦の分を一緒に納付したのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が平成2年3月に会社を退職してすぐ、夫が申立人夫婦の国民年金の加入（申立人は第3号被保険者から、その夫は第2号被保険者から第1号被保険者への種別変更）手続を行ったとしている。

しかし、申立人は、昭和61年4月から第3号被保険者として国民年金に加入していたが、オンライン記録には、申立人の夫が平成2年3月に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことに伴う、申立人の第3号被保険者から第1号被保険者への資格種別変更の処理は3年6月に行われたことが記載されている。

また、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は平成3年5月にA町で払い出されているほか、申立期間当時に、同町で申立人夫婦に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

以上のことから、申立人夫婦の申立期間に係る国民年金資格種別変更手続は平成3年5月又は同年6月に行われたものと考えられ、申立期間当時には、申立人夫婦の第1号被保険者への資格種別変更手続は行われておらず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人夫婦共に、申立期間の直前の平成2年3月の国民年金保険料は納付済みと記録されている。しかし、これは、過誤納付された3年12月の保険料（同月は、申立人は第3号被保険者期間、その夫は厚生年金保険被保険

者期間であるが、国民年金保険料を納付。)を、4年2月に、2年3月の保険料として充当処理(充当後の差額を申立人夫婦に還付。)したものであることがオンライン記録に記載されており、申立期間当時に納付されたものではない。

加えて、申立人夫婦の申立期間に係る第1号被保険者への資格種別変更手続が行われたと推認される時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であるが、夫婦の保険料を納付したとする申立人の夫は保険料を後から納付した記憶は無いとしているほか、上述のとおり、申立期間直前の平成2年3月の保険料も4年2月に充当により納付とされたものであるなど、過年度納付が行われていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人の夫も申立期間は未納であるなど、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらないほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 2120 (事案 1247 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年4月までの期間及び51年4月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から50年4月まで
② 昭和51年4月から57年3月まで

私は、昭和54年7月にA社会保険事務所(当時)で46年4月から54年7月までの国民年金保険料の未納分をさかのぼって納付し、同年8月以降は町内会の集金で納付していたとの内容で第三者委員会に申立てをしたが、平成21年3月に、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとの通知を受け取った。

今回、私が町内会の集金で保険料を納付していたことについての証人がいるほか、さかのぼって一括納付を行ったA社会保険事務所内のレイアウトと職員の対応を詳細に記憶しており納付できないので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和59年4月に払い出されており、申立期間の大部分の保険料は時効により納付することはできないこと、申立人が一括納付したとする期間の保険料額と申立人が一括納付したと主張する金額が乖離^{かいり}していることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年3月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、20歳(昭和44年)になった時及び大学卒業年度に、国民年金手帳が自宅に送付されてきていたと主張しているが、その国民年金手帳は現在所持していない上、当該国民年金手帳は両親が受領し申立人自身は見たこ

とが無いとしている。

また、申立人は、20歳の時などに、国民年金の加入手続は行わなかったとしていることから、その当時に国民年金手帳が送付されたとする、B市が職権により申立人に国民年金を適用したことになる。職権適用により国民年金に加入した場合であっても保険料の徴収が行われるが、申立人は、国民年金手帳が送付されてきたとする時期後に、保険料の集金や納付書が送付されたことは無いとしているなど、昭和59年4月に払い出された国民年金手帳記号番号以外の別の国民年金手帳記号番号が、申立期間当時に払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が証人として挙げている国民年金保険料を納付していたとする集金人(町内会役員)及び当該集金人に保険料を納付していたとする申立人の隣人に聴取したが、申立期間のうち、昭和54年8月以降の期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる証言は得られなかった。

これらのことから、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 8 月 1 日から 7 年 10 月 1 日まで

私は、申立期間について、A社に正社員として勤務していた。健康保険証もあり、何度か病院や歯医者に通院した記憶がある。退職後は失業保険ももらっていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社の当時の事業主は、「平成 19 年 6 月 * 日に破産終結しており、当時の厚生年金保険関係の資料は無い。」と回答している上、同社の破産管財人も、「申立期間に係る同社の人事記録や厚生年金保険関係の資料は無く、申立人の厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と回答しており、申立人に係る当時の厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、A社の厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、「入社後すぐには厚生年金保険被保険者資格を取得させてもらえなかった。入社して 4 年近く経って、被保険者資格を取得させてもらった。」「1 年後に厚生年金保険被保険者資格を取得させると入社時に聞いていたが、1 年経っても一向に話が無いので自分から申し出て資格取得させてもらった。」と証言しており、当時、同社では、入社後直ちにすべての社員について厚生年金保険被保険者の資格を取得させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、オンライン記録により、申立人は、申立期間を含む平成 3 年 11 月 22 日から 12 年 9 月 1 日までの期間について、別の会社に勤務していた父親の健康保険の被扶養者となっていたことが確認できる。

加えて、A社に係るオンライン記録の申立期間に、申立人の名前は見当たら

ず、健康保険整理番号の欠番も確認できない。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2525

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から34年2月27日まで

私は、A社に昭和33年4月に入社してから継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録の認められる同僚は、「申立人と一緒に、昭和33年4月に入社し、同社で一緒に勤務していた。」と証言していることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、昭和39年3月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿も43年2月*日に閉鎖され、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人に係る当時の厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、A社において厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、「入社しても、すぐには厚生年金保険被保険者資格を取得させてもらえなかった。資格取得したのは入社してから1年後であった。」、「入社してから半年余り過ぎたころに、事業主の妻から、厚生年金保険被保険者資格を取得する手続きをしたとの説明を受けた。」と証言しており、当時、同社では、入社後直ちにすべての社員について厚生年金保険被保険者の資格を取得させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票の申立期間に、申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も確認できない。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 31 日から同年 9 月 13 日まで

私は、A社からB社に移籍し、申立期間には同社で設営や、搬送業務を行っていたのに、厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の現在の代表取締役(当時は職員)が、申立人を記憶していることから、時期は明確でないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、B社は、昭和 36 年 9 月 13 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B社は、申立期間当時の関係書類を保存しておらず、当時の事業主は死亡していることから、申立人の勤務した期間及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人はA社が厚生年金保険の適用事業所を全喪した昭和 36 年 5 月 31 日に被保険者資格を喪失し、B社が適用事業所となった同年 9 月 13 日に被保険者資格を取得しているところ、申立人を除く 22 人のA社の従業員についても申立人と同様の厚生年金保険の資格得喪が行われていることが確認でき、当時の事業主は、申立期間の時期、従業員の厚生年金保険の資格を喪失させていたことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年6月21日から28年1月30日まで
私は、昭和27年6月21日から平成5年10月に定年退職するまでA社B支店で勤務したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の在籍証明書により、申立期間に同社で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、i) 申立人が所持している申立人の厚生年金保険被保険者証によれば、申立人は昭和28年1月30日に被保険者資格を取得していることが確認でき、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日と一致すること、ii) A社は、申立期間当時の厚生年金保険に係る資料を保管しておらず不明としており、申立人の同社における厚生年金保険の取扱いについて確認することができないこと、iii) 申立人が記憶している上司は、「支店では、社員全員が見習期間か、試用期間があった。」としている上、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の同僚は、「学校卒業前から入社したが、試用期間終了後の6月に厚生年金保険の被保険者資格を取得した。」「春に入社したが、見習期間後の7月に厚生年金保険の被保険者資格を取得した。男女の別、学歴によって見習期間が異なっていた。」と証言していることから、当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月1日から35年1月10日まで
② 昭和35年1月10日から39年4月1日まで

私は、昭和32年4月にA社に入社し、39年3月に結婚のため退職するまで継続して勤務したのに、申立期間①の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、平成20年に「ねんきん特別便」が届き、申立期間②の被保険者記録が無いことから、脱退手当金を受け取っていたとされていることが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を請求したことも、受け取ったことも記憶していないので、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社が保管している従業員の厚生年金保険に係る被保険者連名簿により、同社で勤務していたことが確認できる。

しかし、A社が保管している当該被保険者連名簿によれば、申立人は昭和35年1月10日に被保険者資格を取得していることが確認でき、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる申立人の資格取得日と一致する。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①に申立人の名前は無く、この間の健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間②に係る脱退手当金は資格喪失日から約2か月後の昭和39年5月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年1月6日から同年3月1日まで

私のA社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は平成15年3月1日とされているが、実際の入社日は同年1月6日であり、2か月の空白期間がある。会社も今回の申立てを認めているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された労働者名簿、勤務時間表等により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社から提出された給与支給控除一覧表により、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社が保管している申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」には、資格取得年月日が平成15年3月1日と記載されている。

さらに、A社は、「申立期間当時は、採用後すぐには厚生年金保険被保険者の資格取得手続きを行っていなかった。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録については、同社が平成21年5月26日に健康保険厚生年金保険被保険者資格取得日訂正届を提出したことにより、既に15年3月1日から同年1月6日に訂正されているが、当該訂正処理は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に行われたものであり、申立期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の対象となる期間と認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年7月15日から同年8月21日まで

私のA社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は平成14年8月21日とされているが、実際の入社日は同年7月15日であり、1か月の空白期間がある。会社も今回の申立てを認めているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された労働者名簿、勤務時間表等により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社から提出された給与支給控除一覧表により、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社が保管している申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」には、資格取得年月日が平成14年8月21日と記載されている。

さらに、A社は、「申立期間当時は、採用後すぐには厚生年金保険被保険者の資格取得手続を行っていなかった。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録については、同社が平成21年5月26日に健康保険厚生年金保険被保険者資格取得日訂正届を提出したことにより、既に14年8月21日から同年7月15日に訂正されているが、当該訂正処理は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に行われたものであり、申立期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の対象となる期間と認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2531

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月1日から同年7月1日まで

私は、高校卒業直後の昭和41年4月1日からA社に勤務しているのに、厚生年金保険の被保険者記録が無い。同社は入社後間もなく倒産したが、正社員であったのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚等の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社において昭和36年10月1日から41年6月1日まで厚生年金保険被保険者の資格を有する同僚は、「同社では、高校を卒業したばかりの未経験者については、採用後すぐには厚生年金保険被保険者の資格を取得させていなかったと思う。」と証言しており、申立人と同じ高校を同年3月に卒業してすぐに同社に入社し、間もなく退職したとする同僚二人についても、申立人と同様に同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、ほかの同僚は、「A社の下請であったB社が倒産して、昭和40年2月ごろに同僚9人で一緒にA社に入社した。」と証言しているが、当該9人が同社に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得したのは同年11月1日である。

さらに、A社は、昭和41年6月1日に全喪しており、申立期間のうち、同日以降の期間は適用事業所であったことが確認できない。

加えて、申立期間におけるA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人も保険料控除及び健康保険証の交付の有無について覚えていないとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 36 年 8 月 2 日まで

私は、昭和 33 年 4 月 1 日から A 社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者の資格取得日は 36 年 8 月 2 日となっている。中学校の紹介で入社したので、申立期間にも被保険者記録があるはずである。納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言により、申立期間に申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が同期で入社したと証言している A 社の支店における同職種の同僚 3 人及び同社本社で事務をしていたと証言している従業員について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、証言が得られた A 社の本社従業員 2 人については、自身が記憶している入社時期と厚生年金保険被保険者の資格取得時期に大幅な差異がある。

さらに、A 社は平成 14 年 12 月 * 日に解散しており、事業主も既に死亡している上、申立期間当時の事務員とも連絡が取れないため、厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、申立人も保険料控除の有無について覚えていないとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 38 年 12 月 13 日まで

私は、中学を卒業してすぐの昭和 37 年 4 月に A 社に入社したが、厚生年金保険被保険者の資格取得日は 38 年 12 月 13 日とされているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、同僚の一人が「A 社には見習期間があったように思う。」と証言している上、申立期間前後に同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得し、自身の入社時期について証言した同僚 10 人の記録を確認したところ、9 人については、自身が記憶する入社時期より 1 か月から 2 年程度経過後に厚生年金保険被保険者の資格を取得している。

また、A 社は申立期間当時の資料は保管していないとしているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない上、当時の事業主も既に死亡しており、証言は得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、保険料控除に係る申立人の記憶も曖昧である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年11月から34年9月まで
② 昭和34年9月から35年11月まで

申立期間①及び②については、A社及びB社に勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な供述内容から判断して、時期は定かではないが、申立人がA社及びB社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人が勤務していたと主張しているA社及びB社は、所在地を管轄する法務局には、事業所の商業登記の記録が無い上、オンライン記録にも、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、A社の元事業主は、「個人事業所だったため、従業員は厚生年金保険被保険者資格を取得していなかった。」と証言しており、B社を経営していたとされるC社の元事業主は既に死亡しているため、証言が得られない。

さらに、申立人は、同僚の名前の名字しか記憶していないため、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無についての証言が得られない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月から平成 2 年 9 月まで

A社に勤務していた期間について厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得できないので、調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 63 年 6 月から平成元年 8 月までの期間については、A社が保管している賃金台帳及び給与支給一覧表により、申立人が同社に勤務していたことは認められるものの、申立人の当該期間における厚生年金保険料を含む社会保険料は控除されていなかったことが確認できる。

なお、A社では、「当時の担当者は既に退職しており、申立人の給与から社会保険料を控除しなかった理由については、不明である。」と回答している。

また、申立期間のうち、平成元年 8 月以降の期間については、同年 8 月の賃金台帳に記載されている申立人の出勤日数が 5 日であること、及び同年 9 月以降の賃金台帳には申立人の名前が記載されていないことから判断して、申立人は、同年 8 月初旬までしかA社に勤務していなかったものと認められる。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年1月30日から30年6月30日まで
② 昭和31年2月28日から32年2月28日まで
③ 昭和36年5月10日から38年3月6日まで
④ 昭和39年5月28日から41年5月30日まで
⑤ 昭和41年6月30日から44年6月30日まで
⑥ 昭和44年10月10日から45年10月10日まで

A社及びB社では原材料の生産を行い、C社、D社、E社及びF社では技能労働者として勤務した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、昭和35年1月5日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、A社は、当時の資料が無く、申立人に係る勤務実態等が確認できないが、当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、従業員に厚生年金保険被保険者の資格を取得させていないと回答している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚5人は、同人を特定できず、周辺事情を調査することができない。

申立期間②について、B社G支店は、昭和32年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、B社は、同年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、31年2月28日から32年1月31日までの期間は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、B社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和32年2月1日から同

年2月28日までの期間については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿（資格取得者10人）に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、B社は、昭和35年9月23日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業登記簿によると、49年10月*日に法定解散しており、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いが確認できない。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚1人は、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に見当たらず、周辺事情を調査することができない。

申立期間③について、C社によれば、「当時の社会保険関係の資料が残っていないため不明である。なお、基本的に正社員のみで作成される在籍者一覧表の昭和37年当時のものに申立人の名前は見当たらない。現地で臨時採用された社員は記載されない場合がある。申立人の勤務が土木工事関係であれば、個人に委託することはないと思われる。当時の台帳も残っていないので、下請の会社名も全く分からない。」との回答で、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立期間におけるC社のH県内の支店、出張所及び3つの事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（それぞれ資格取得者154人、50人、12人、1人、57人）に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚1人は、名字のみで特定できず、周辺事情を調査することができない。

申立期間④について、昭和41年の住宅地図及び商業登記簿によると、D社I部が当時存在し、47年3月*日設立登記されていることは確認できるものの、オンライン記録によれば、厚生年金保険の適用事業所の届出がなされていないことが確認できる。

また、D社は、商業登記簿の記録上、存続しているものの、連絡が取れず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いを確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚2人は、同人を特定できず、周辺事情を調査することができない。

加えて、申立人は、昭和39年4月から40年3月までの期間について、国民年金保険料の全額免除申請が行われていることが確認できることから、申立期間のうち、39年5月28日から40年3月31日までの期間については、申立人は、当時、厚生年金保険の被保険者資格を取得していないことを認識していたものと推察される。

申立期間⑤について、E社を承継するJ社によれば、「当社が保管する厚生年金台帳及び退職者台帳と照合したが、申立人の記録は無かった。当社は技能職人を直接当社で雇用することはなかったため、当社の下請に雇用され、工事に従事していた可能性がある。当時、当社の社員は現場監督のみで、現場の作業は下請の会社が実施していた。下請の会社名は当時の資料が現存せず不明である。」との回答で、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間（資格取得者488人）に申立人は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、申立人が名前を挙げた上司4人のうち、2人に厚生年金保険被保険者記録は認められるものの、そのうち1人は、「入社後、最初に配属された現場であるが、入社して間もない時期のことであり、申立人の雇用関係、勤務期間及び下請関係のことなどは分からない。」と回答している上、ほかの1人は、死亡しており、ほかの上司2人は、名字のみで同人を特定できず、周辺事情を調査することができない。

加えて、申立人は、E社における雇用保険の記録についても確認できない上、昭和43年4月から52年9月までの期間について、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立期間のうち、43年4月から44年6月30日までの期間については、申立人は、当時、厚生年金保険の被保険者資格を取得していないことを認識していたものと推察される。

申立期間⑥について、F社によれば、「工事に従事していたかもしれませんが、当社が保管する昭和44年から45年当時の社会保険個人台帳によれば、当社が直接雇用する労働者として就労していた記録は無かった。当時の工事台帳が無いので、下請会社名についても分からない。」との回答で、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間（資格取得者136人）に申立人は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、申立人は、F社における雇用保険の記録についても確認できない上、申立期間⑥を含む、昭和43年4月から52年9月までの期間について、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立人は、当時、厚生年金保険の被保険者資格を取得していないことを認識していたものと推察される。

このほか、申立人の申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2537

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月21日から33年1月21日まで

A社の厚生年金保険の被保険者記録が昭和33年1月からとなっているが、31年から入社していた。同年8月には病気のためB市のC病院に入院し、傷病手当金を受け取った。同僚の名前も覚えているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に病気のため入院し、健康保険法に基づく傷病手当金を受け取ったと主張しているが、申立人がC病院に入院したことは同僚の証言から認められるものの、その時期は不明としている上、同病院の後継のD病院は当時の資料は保管しておらず不明との回答で、申立人が入院した時期を特定することができない。

また、A社によれば、「当時の資料が無く詳細は不明だが、当時の雇用形態はいろいろあり、1、2年程度準社員（見習、試用期間）として採用し、その後、社員に登用し厚生年金保険の被保険者資格を取得させた。また、請負の形態もあった。」と回答している上、申立人が名前を挙げた複数の同僚は、入社時期と厚生年金保険被保険者資格取得時期が相違していると証言していることから、申立期間当時、同社では、すべての社員について、入社後直ちに厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたわけではない事情がうかがえる。

さらに、申立期間について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番は確認できない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 1 日から 35 年 5 月 1 日まで

私は、昭和34年7月に公共職業安定所の紹介で臨時工としてA社B支店に採用され、35年7月16日まで勤務したが、厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年5月1日とされ、申立期間の被保険者記録が無い。保険料控除が証明できる資料は無いが、申立期間も同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得及び資格喪失確認通知書により、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と同じ昭和35年5月1日であることが確認できる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によると、A社B支店においては、申立人の資格取得日である昭和35年5月1日に、申立人を含め511人が資格取得していることが確認できるところ、同社は、「臨時工については、35年5月1日時点で勤務期間が2か月を超える者について、同日付けでまとめて資格取得させた。」としているとともに、同日付けの資格取得者であって申立人を記憶している者が、「申立人と自分は、職業安定所の紹介により34年の夏ごろ、A社B支店に臨時工として採用された。」としているほか、当該同僚以外に同日付けで資格取得した複数の者も、「入社時期は資格取得日より前であった。」としていることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことについては推認できるものの、同社が入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月1日から51年4月1日まで

私は、A社に昭和50年1月25日ごろに入社し、同年2月1日から正社員として勤務したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格取得日が51年4月1日からとなっているため、調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚の証言から、期間は不明ながらも、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、複数の同僚は、A社は入社後、見習期間があり、見習期間中は、厚生年金保険被保険者資格を取得していなかった旨を証言していることから、申立期間当時、同社においては、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いを必ずしも励行していなかったことがうかがえる。

また、申立人の雇用保険の資格取得日（昭和51年4月1日）は、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している。

さらに、A社は、申立期間に係る関連資料は保管しておらず、申立人の厚生年金保険料の控除については不明と回答している上、当時の事業主は、既に他界しており、経理担当者は、病氣療養中のため証言を得ることができないところ、申立人の同社における厚生年金保険記号番号払出簿には、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と同一の昭和51年4月1日が資格取得日として記載されていることが確認できる。

加えて、申立人は申立期間について、国民年金に加入しており、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 5 月 20 日から同年 9 月 1 日まで
A社の雇用保険の被保険者となった日は平成 8 年 5 月 20 日なので、調査をして厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出された給料台帳により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社は「当社では、経験者以外は入社時に見習期間があり、一定期間後に厚生年金保険の手続をしている。」と証言しており、同社から提出された給料台帳によると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

また、A社から提出された「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」には被保険者資格取得日が「平成 8 年 9 月 1 日」と記載されており、オンライン記録と符合している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月 1 日から 40 年 1 月 22 日まで

私は、申立期間について、A社及びB社での勤務期間に係る脱退手当金を支給されたことになっているが、脱退手当金を頂いた覚えは無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格喪失した脱退手当金受給資格者18人の記録を確認したところ、10人に支給記録があり、その全員について資格喪失日から約4か月以内に支給決定されており、かつ、このうちの複数の同僚は、「脱退手当金の請求手続は会社が代行していた。」旨証言していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき同社による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和40年2月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 29 日から 33 年 5 月 21 日まで
② 昭和 33 年 5 月 21 日から 37 年 7 月 20 日まで

私は会社を退職するとき、厚生年金保険を解約できるものとは知らず、脱退手続はしていないのに、脱退手当金をもらったとされていることに納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前2ページ及び後2ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年7月20日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性69人の支給記録を調査したところ、49人について支給記録が確認でき、うち34人が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、かつ、厚生年金保険被保険者資格喪失日が同日、又は近接している同僚の中には、支給決定日が同一の者も認められる上、複数の同僚は、脱退手当金の請求手続は事業所が代行してくれたと回答していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から4か月後の昭和37年11月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2543（事案1537の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月20日から45年9月16日まで

年金記録では、申立期間に係る脱退手当金の支給を受けたこととされているが、私は、脱退手当金を受給しておらず納得できないとして、申立期間に係る年金記録確認の申立てをしたところ、平成21年7月29日付けで総務省中部管区行政評価局長から年金記録の訂正は必要でないとする通知文書をもらった。

しかし、脱退手当金裁定請求書の氏名欄が旧姓での記載となっており、住所欄にも、アパートの号室に係る表記が無いことから、脱退手当金の支払通知書が届くわけがなく、脱退手当金を受給したこととされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の脱退手当金裁定請求書が現存しており、この請求書から、申立人の脱退手当金については、退職から約4か月後の昭和46年1月20日に請求書が受け付けられ、9日後の同年1月29日に支給されていることが認められること、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りも無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、当時、事業所で脱退手当金の手続をしてもらって受給したとする同僚の証言等を踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年7月29日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、脱退手当金裁定請求書に記載されている氏名が旧姓

であること、及び住所としてアパートに係る号室の記載が省略されていることから、脱退手当金の支給決定通知書を受け取ることはできなかったと主張しているが、当該主張は、当初の申立てと内容も同じであることから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年6月9日から38年7月4日まで
A社での仕事がきつく、体力的に限界だったため、当時住んでいた寮から飛び出し、退職届を出さずに同社を辞めた。その後は同社とは全く連絡を取っていないので、脱退手当金や退職金は一切受け取っていない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年7月の前後2年以内に資格喪失した者87人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、54人について支給記録が確認でき、そのほとんどは資格喪失日から約6か月以内に支給決定がなされている上、資格喪失日が近接する者で支給決定日が同一日の者が多数見受けられることから、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和38年10月2日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2545（事案469の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月7日から37年8月9日まで

申立期間については、平成19年9月20日に記録訂正の申立てを行ったが、20年10月23日付けで総務省中部管区行政評価局長から年金記録の訂正は必要でないとする通知をもらった。

被保険者名簿に「脱」表示があるなど、一連の事務処理に不自然さはなく、事業所が委任に基づき代理請求した可能性があることなどが、記録訂正されない理由とされているが、社会保険庁（当時）の事務処理のミスによる可能性もあり、「脱」表示があることをもって記録訂正されないというのは納得できない。実際に、脱退手当金が支給されたとする記録が社会保険庁のミスであったと判断された事例もあるとの報道もある。

また、その後、自分でA社の後継会社に脱退手当金の支払状況について問い合わせたところ、当時のことは不明であるとの回答を得た。事業所側で支払記録が確認できないのに、代理請求により脱退手当金が支払われたと判断するのもおかしい。

いずれにしても、私は、脱退手当金を受け取ったことも、会社に代理請求を委任した事実も無いと確信しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、A社における同僚の脱退手当金受給状況から、申立人についてもその委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられることなどの理由から、申立期間に係る

脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成20年10月23日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、社会保険庁の事務処理には誤りが無かったとは言えず、自分の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の「脱」表示も誤って記録された可能性があること、事業所が代理請求を行っていたことを確認できる資料が無いにもかかわらず代理請求がなされたとするのは疑問があること、脱退手当金を受給したことも、事業所に代理請求を委任した記憶も無いと確信していることなどを理由として再度申立てを行ったものであるが、このような理由は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月21日から36年4月21日まで

私は、脱退手当金を請求したことも、受け取った覚えも無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前5ページ及び後2ページに記載されている女性のうち、受給資格者102人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、71人について支給記録が確認でき、そのうち65人が資格喪失日の約6か月以内に支給決定がなされている上、複数の同僚は同社で脱退手当金の請求手続をしてもらったと証言していることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和36年7月27日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2547

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年11月27日から42年4月2日まで
② 昭和42年8月26日から同年10月25日まで

私は、A社とB社に勤務していた期間の脱退手当金を受給した記憶はあるが、C社とD社E支店については、手続をした記憶も無く、また、受給した記憶も無い。記録を訂正し、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の署名及び押印が確認でき、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①及び②の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人は、申立期間前の3年を超える厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給したとしており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月24日から42年7月21日まで

私は、脱退手当金の制度を知らず、支給決定日が昭和42年10月と言われたが全く覚えていない。家族が受け取ったということもない。申立期間について、年金額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることから、申立人の意思に基づかずに脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人が勤務していた事業所の被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和42年7月の前後2年以内に資格喪失した者34人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、29人に脱退手当金の支給記録が確認でき、支給記録のある複数の同僚は「当時は脱退手当金の請求手続は事業所の労務担当者が代行してくれていた。」と証言していること等を踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書は、申立人の実家の住所が記載され、昭和42年8月15日に申立期間に係る事業所を管轄する社会保険事務所（当時）に提出されており、当該社会保険事務所では、脱退手当金支給決定伺を作成して決裁を得るなど、適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

加えて、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和42年10月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえないほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。